

第1回～第6回審議会における下水道事業に関する意見など

番号	項目	内容	現状及び今後の方針	備考
1	使用料改定	全体として	下水道事業は独立採算での経営が前提とされており、一般会計からの補填のための繰入金に依存しないためには、受益者負担として適切な使用料改定が必要である。ただし、使用者に負担を求めるばかりではなく、事業者として健全経営の実現のための施策を実行していく必要がある。また、公費負担として必要な一般会計からの繰入については、その財源に都市計画税等が充当されている趣旨からも、今後も継続的に行っていく。	
2	使用料改定	市民への説明、周知	今後、継続的に安定した事業を行い、住民サービスの水準維持のためには使用料改定が不可避であることについて、改定の積算根拠を明確化するなどの十分な説明を行い、使用者の理解を得られるように努める必要がある。	
3	使用料改定	市民生活への影響に対する配慮	使用料改定に伴う負担増は、負担者側の経済事情に配慮する必要がある、時勢・状況を踏まえて、急激な改定とならないよう検討すべきである。	
4	使用料改定	改定率	収益的収支におけるすべての基準外繰入を解消するためには、平成30年度決算ベースで30.5%の使用料改定が必要となる。 一方で、地方公営企業法令及び総務省繰出基準等の趣旨によれば、汚水処理経費を独立採算で確保するには、使用料単価を150円に設定することが基準とされる。急激な改定による負担増を回避するためにも、使用料単価150円とする改定率19.8%を基本方針として検討を進め、汚水処理経費に対しての経費回収率100%を目指すこと、同時に、更なる経営改善の取組みを強化していく。	
5	経営改善	使用料収入の向上 (水洗化率の向上)	現在は、下水道普及工事実施時と供用開始時の2回の戸別訪問等により、下水道接続の普及促進活動を行っている。未接続の状況調査によると、接続工事に係る費用や高齢化・独居化による生活事情などが原因とみられるが、収益向上と事業成果のためには水洗化率向上が不可欠である。水洗化率の低い既存市街地を重点的に、更に丁寧な普及啓発を行う。また、普及整備事業完了に向け、現行の助成制度等の今後の在り方を検討していく。	

6	経営改善	ストックマネジメント計画に基づく事業実施	普及整備や維持管理の経費を更に精査し、契約方法の見直し検討などの経費削減に努めるとともに、今後老朽化する施設や設備の更新等に対してはストックマネジメント計画に基づいた効率的な投資事業の実施により費用抑制を図っていく。	
7	経営改善	広域化や共同化の検討	京都府内の広域化・共同化を実施することで維持管理費用の抑制等、効果やスケールメリットを検討していく。	